

申2号 就業規則等の改正に関する申し入れ提出

JR東労組ステーションサービス協議会は、2月25日（月）に「就業規則等の改正に関する申し入れ」を提出しました。昨年、4月に「新しい人事・賃金制度」を実施し人材の確保と柔軟な発想で自ら考える人材の育成を通して「JESSビジョン2020」の3つの柱を実現するために努力してきました。今回の「就業規則等の改正について」の説明は、会社の魅力の向上とより柔軟な働き方を可能とし、人材の確保と組合員の働きがいに繋がると考えます。

今改正の実施内容は、私たちの求めてきた要求も含まれていることから、組合員がより働きがいを実感できるものへと実現していくために、下記の項目を申し入れました。

記

1. 就業規則等の改正を行う目的を明らかにすること。
2. フレックスタイム制におけるコアタイムの廃止の目的及び期待される効果を明らかにすること。
3. 年次有給休暇付与日数の改正について、JR東日本（エルダー社員を含む）を退職し、継続して採用された嘱託社員および契約社員とする根拠を明らかにすること。また、対象にならない社員等について明らかにすること。
4. ボランティア休暇の新設理由を明らかにすること。また、日単位の無給の理由について明らかにすること。
5. 家族手当の増額について、2人及び3人以上を改正する理由を明らかにすること。
6. 移転料及び別居手当を新設する根拠を明らかにすること。
7. ビジネスサポートグループの新設の理由及び要員体制と業務内容を明らかにすること。
8. 通勤定期券（鉄道）のIC化を行う理由を明らかにすること。
9. 自衛消防技術認定資格を取得する目的を明らかにすること。また、合格者に対する補助の支給理由及び現時点で取得済み社員の対応を明らかにすること。
10. 福利厚生サービスを変更する根拠および詳細を明らかにすること。
11. 福利厚生サービスの変更によって、グループ会社の施設利用における会員特典などの効力が失われるのか明らかにすること。
12. 被服類の貸与品について、制帽のみを増貸与する理由を明らかにすること。
13. 人間ドック受診時の補助額を拡大する根拠について明らかにすること。
14. レクリエーションの開催を会社主催で行う理由を明らかにすること。
15. 安全衛生管理体制を変更する根拠を明らかにすること。
16. 36協定等の労使協定の締結単位を駅単位から駅務管区を単位（一部を除く）に変更する根拠を明らかにすること。
17. 今改正における各項目の実施日を具体的に明らかにすること。